



広島県報

定期
第21号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則
広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則
（県法規登載）
（都市総務室）……………一

告示
平成十七年広島県告示第百二十五号（広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により県の機関が定める保存、作成縦覧等、交付等及び立入り等に係る帳簿書類等）の一部を改正する告示
（県法規登載）
（情報政策室）……………一七

広島県土地利用基本計画の変更
（文化・県民協働室）……………一七
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による指定区域の指定
（循環型社会推進室）……………二一
指定自立支援医療機関の指定
（障害者支援室）……………二一
保安林予定森林に関する旨の通知（一件）
（治山室）……………一七
解除予定保安林
（"）……………一〇
基本測量の終了
（土木総務室）……………二二

道路の区域変更（三件）
（道路河川管理室）……………二二
道路の供用開始（一件）
（"）……………二二
土砂災害警戒区域等の指定（二件）
（砂防室）……………二二
昭和三十九年広島県告示第六百十四号（広島県屋外広告物条例による地域、場所、物件の指定）の一部を改正する告示
（都市総務室）……………一七
広島県と広島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示
（都市総務室）……………一七

広島県と尾道市との間における港湾管理事務の事務委託
（港湾管理室）……………一七

に関する規約の一部を改正する告示……………二八
広島県と三原市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示……………二八
広島県と竹原市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示……………二八
広島県と別表上欄に掲げる市または町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示……………二八
広島県と福山市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示……………二八
広島県と豊田郡大崎上島町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示……………二八
広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示……………二八
広島県と東広島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示……………二八
広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示……………二八
（以上県法規登載）……………二八

公告
特定非営利活動法人の認証申請
（文化・県民協働室）……………二九
開発行為に関する工事の完了
（建築指導室）……………二九
土地改良事業計画変更の同意（市町）
（東広島地域事務所）……………二九
土地改良事業廃止の同意（市町）
（"）……………二九
換地処分（市町）
（尾三地域事務所）……………三〇

広島県議会会議規則の一部を改正する規則
（県法規登載）……………三〇
公安委員会告示
遊技機の型式の検定の告示……………三〇
公安委員会公告
教習指導員審査（大型）の実施……………三一
取用委員会公告
土地収用の裁決手続の開始の決定……………三一
土地収用法施行令の規定による公示送達……………三五
人事異動……………三五

人事異動……………三五

公布された規則のあらまし

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則(規則第十号)(都市総務室)

一 改正の要旨

広島県屋外広告物条例の一部が改正されたことに伴い、屋外広告業の登録申請書の様式を定めるなど必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

規 則

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十号

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則

広島県屋外広告物に関する規則(昭和三十九年広島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「ため」を「ために」に改め、同項第四号中「おおむね」を削り、同号へ中「広島市」の下に「尾道市」を加え、「市町」を「市町村」に改める。

第五条第一項中「申請書」を「屋外広告物変更許可申請書」に改める。

第八条第一項第三号及び第四号を削る。

第十六条中「第二十一条の二」を「第二十三条、第二十六条及び第二十八条」に改め、同条を第三十一条とする。

第十五条第二項中「別記様式第十三号」を「別記様式第二十三号」に改め、同条を第三十条とする。

第十四条中「別記様式第十二号」を「別記様式第二十一号」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(立入検査職員的身分証明書)

第二十九条 条例第三十七条第二項の規定による職員の身分を示す証明書は、別記様式第二

十二号による。

第十三条中「別記様式第十一号」を「別記様式第十八号」に、「証明書」を「屋外広告物講習会修了証明書」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の三条を加える。

(標識の揭示)

第二十五条 条例第三十二条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法人である場合にあっては、その代表者の氏名

二 登録年月日

三 営業所の名称

四 業務主任者の氏名

2 条例第三十二条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、別記様式第十九号による。

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 屋外広告業者は、条例第三十三条の帳簿を広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

2 屋外広告業者は、条例第三十三条の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

3 条例第三十三条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 注文者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

四 当該表示又は設置の年月日

五 請負金額

(屋外広告業者監督処分簿)

第二十七条 条例第三十六条第二項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 処分を受けた屋外広告業者の商号、氏名又は名称及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに登録番号

二 処分の原因となつた事実

三 処分の根拠となつた条例の条項

四 その他必要な事項

2 条例第三十六条第一項の屋外広告業者監督処分簿(以下「監督処分簿」という。)は、処分ごとに作成するものとし、その閲覧期間は、当該処分の日から五年間とする。

3 監督処分簿を閲覧しようとする者は、別記様式第二十号による屋外広告業者監督処分簿閲覧申請書を知事に提出しなければならない。

4 第十九条(第三項を除く。)の規定は、監督処分簿の閲覧について準用する。

第十二条第二項第二号中「第三条」を「第一条第四項」に改め、同条を第二十三条とする。
 第十一条中「別記様式第十号」を「別記様式第十七号」に、「申込書」を「屋外広告物講習会受講申込書」に改め、同条を第二十二条とする。
 第十条第一項中「第二十一条の三」を「第三十条」に改め、同条を第二十一条とする。
 第九条を削る。

第八条の五中「別記様式第八号の三」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の八条を加える。

(登録の更新の申請期限)

第十三条 屋外広告業者は、条例第二十二条第三項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の三十日前までに申請をしなければならない。

(登録申請書)

第十四条 条例第二十三条第一項の登録申請書の様式は、別記様式第九号による。

(登録申請書の添付書類)

第十五条 条例第二十三条第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。)、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人が条例第二十五条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

二 登録申請者が選任した業務主任者が条例第三十一条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面

三 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては当該申請者及びその法定代理人)の略歴を記載した書面及び住民票の写し又はこれに代わる書面

四 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 条例第二十三条第二項及び前項第一号に規定する書面の様式は、別記様式第十号とする。

3 第一項第三号に規定する略歴を記載した書面の様式は、別記様式第十一号とする。

4 前条の登録申請書及び条例第二十三条第二項の規定により当該登録申請書に添付する書類の提出部数は、一通とする。

(登録の通知)

第十六条 条例第二十四条第一項の規定による通知は、別記様式第十二号により行うものとする。

(登録の拒否の通知)

第十七条 条例第二十五条第二項の規定による通知は、別記様式第十三号により行うものとする。

(変更の届出)

第十八条 条例第二十六条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第十四号による屋外広告業登録事項変更届出書によつてしなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

一 条例第二十三条第一項第一号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面

二 条例第二十三条第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)

三 条例第二十三条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第十五条第一項第一号及び第三号の書面

四 条例第二十三条第一項第四号に掲げる事項の変更 第十五条第一項第一号及び第三号の書面

五 条例第二十三条第一項第五号に掲げる事項の変更 第十五条第一項第二号の書面

3 前項第三号及び第四号に規定する第十五条第一項第一号及び第三号の書面の様式は、それぞれ同条第二項及び第三項に定める様式による。

4 第一項の届出書及び第二項の添付書類の提出部数は、一通とする。
 (屋外広告業者登録簿の閲覧等)

第十九条 条例第二十七条の規定により屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)を一般の閲覧に供するための閲覧の場所(第四項において「閲覧所」という。)は、次のとおりとする。

広島市中区基町 広島県都市部都市事務局都市総務室

2 登録簿の閲覧時間は、広島県の休日を除く日(平成元年広島県条例第二号)第一項第一号の県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。

3 登録簿を閲覧しようとする者は、別記様式第十五号による屋外広告業者登録簿閲覧申請書を知事に提出しなければならない。

4 閲覧者は、登録簿を閲覧所の所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧所の外に持ち出すことはできない。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
 一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者

- 二 登録簿を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 6 知事は、前項に規定する場合のほか、登録簿の管理のため特に必要があると認める場合は、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(廃業等の手続)

第二十条 条例第二十八条第一項の規定による廃業等の届出は、別記様式第十六号による屋外広告業廃業等届出書によつてしなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

第八条の四を第十一条とし、第八条の三を第十条とする。

第八条の二中「別記様式第八号の二」を「別記様式第七号」に改め、同条を第九条とする。

別表第一第一号ロ(一)中「及び一般国道で本州と四国を連絡するもの(自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分を含む。以下「本州四国連絡道路」とする。))」を削り、同号ロ(イ)及びロ(三)中「及び本州四国連絡道路」を削り、同号ロ(三)中「(県道後山公園洗谷線から展望できる接続地域内にあつては、百メートル以上)」を削る。

別表第二第一号イ中「第十一号から第十四号」を「第八号から第十号」に改める。

別記様式第七号及び別記様式第八号を削る。

別記様式第八号の二中「様式第八号の2(第8条の2関係)」を「様式第七号(第9条関係)」に改め、同様式を別記様式第七号とす。

別記様式第八号の三中「様式第八号の3(第8条の5関係)」を「様式第八号(第12条関係)」に改め、同様式を別記様式第八号とす。

別記様式第九号及び別記様式第十号を次のとおり改める。

様式第九号(第14条関係)

(表 面)

屋外広告業登録申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

⑪

屋外広告業の登録を受けたいので、広島県屋外広告物条例第23条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規・更新	登録番号		号
		登録年月日	広島県屋外広告業登録第	
ふりがな、氏名、及び生年月日	ふりがな、氏名、生年月日	年 月 日	年 月 日	
法人にあつては、名称及び代表者の氏名	法人にあつては、名称及び代表者の氏名	生年月日	年 月 日	
法人・個人の別	1 法人	2 個人		
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号 ()	電話番号 ()		
職	ふりがな、氏名	職	ふりがな、氏名	
法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準じる者)の職氏名				
申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名、生年月日及び住所	ふりがな、氏名、生年月日	住所	郵便番号 ()	電話番号 ()

(裏面)

広島県の区域内において営業を行う営業所の名称及び該営業所所在地並びに当該営業所の業務主任者の氏名	営業所 名称	郵便番号 (-)	所在地 電話番号 () -
		業務主任者 ふりがな氏名 修了証番号等	
	営業所 名称	郵便番号 (-)	所在地 電話番号 () -
		業務主任者 ふりがな氏名 修了証番号等	
登記を受けた地方公共団体 名称	登記年月日	登記番号	

備考 1 印欄は、初回登録の場合、記入しないこと。
 2 「新規・更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に印を付すこと。

- 3 記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第10号 (第15条関係) 誓 約 書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

④
 [法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

登録申請者、その役員及び法定代理人は、広島県屋外広告物条例第25条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

既記様式第十二号及び既記様式第十三号を記す。
 既記様式第十一号中「様式第11号(第13条関係)」を「様式第18号(第24条関係)」とし、「第21条の3」を「第30条」とし、「同様を既記様式第十八号とし」、「同様を次の5の5に準じやいなす」。

様式第19号 (第25条関係)

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、氏名又は名称	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	広島県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	

備考 登録票の大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上とする。

様式第20号 (第27条関係)

屋外広告業者監督処分簿閲覧申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所
氏名
電話番号 ()



屋外広告業者監督処分簿を閲覧したいので、広島県屋外広告物に関する規則第27条第3項の規定により、次のとおり申請します。

閲覧し ようとする 業者	商号、氏名 又は名称	
	住所又は所 在地	
関 覧 目 的		
受 付 処 理 欄		

- 備考
- 1 法人の従業者等が業務のために申請する場合は、法人の事務所の所在地、名称及び閲覧しようとする者の氏名を記載すること。
 - 2 記名押印に代えて署名することができる。
 - 3 印欄には、記載しないこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第21号 (第28条関係)

(表面)

第 号	身 分 証 明 書
職 名	
氏 名	
生年月日	
広島県屋外広告物条例第12条第2項の規定による調査員であることを証明する。	
平成 年 月 日	
広島県知事	
印	

(裏面)

広島県屋外広告物条例抜粋

(調査)

第12条 知事は、必要と認めたときは、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該広告物及び当該掲出物件を調査することができる。

2 前項の規定による調査は、知事が任命する調査員が行う。

3 前項の調査員は、その職務を行うときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦5センチメートル、横8センチメートルとする。

様式第22号 (第29条関係)

(表面)

第 号	身 分 証 明 書
職 名	
氏 名	
生年月日	
広島県屋外広告物条例第37条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証する。	
平成 年 月 日	
広島県知事	
印	

(裏面)

広島県屋外広告物条例抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦5センチメートル、横8センチメートルとする。

様式第23号 (第30条関係)

身 分 証 明 書	第 号
職 名	
氏 名	
生年月日	
屋外広告物法第7条第4項の規定により、違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を除却する者であることを証する。	
平成 年 月 日	印
広島県知事	

備考 用紙の大きさは、縦5センチメートル、横8センチメートルとする。

別記様式第十号の次に次の七様式を加える。

様式第11号 (第15条関係)

登録申請者 法人の役員
本人 の略歴書
法定代理人

現 住 所	郵便番号 ()		電話番号 ()	
ふ り が な 名	氏	生年月日	年 月 日	
期 間	自 至	年 月 日	年 月 日	
略	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容			
歴				
年 月 日	行 政 処 分 等 の 内 容			
行政処分等				

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日 氏名 印

- 備考 1 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものに 印を付すこと。
- 2 「行政処分等」の欄には、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく条例若しくはこれに基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられた経歴又は同法に基づく条例の規定による処分を受けた経歴について記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第12号 (第16条関係)

平成 年 月 日

様

広 島 県 知 事 印

屋外広告業登録通知書

平成 年 月 日付けで申請の屋外広告業の登録 (更新の登録) については、
広島県屋外広告物条例第24条第1項の規定により、次のとおり登録したので、同条第2
項の規定により通知します。

登 録 番 号	広島県屋外広告業登録第	号
登 録 年 月 日	年 月 日	
初 回 登 録 年 月 日	年 月 日	
有効期間満了年月日	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第13号 (第17条関係)

屋外広告業登録拒否通知書

指令 第 号

氏名
住所

〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

平成 年 月 日付けで申請の屋外広告業の登録 (更新の登録) については、広島
県屋外広告物条例第25条第1項の規定に基づき、次の理由により登録を拒否したので、同
条第2項の規定により通知します。

平成 年 月 日

広島県知事 印

登録を拒否する理由

この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算
して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この処分が
あつたことを知つた日 (広島県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対
する決定があつたことを知つた日) の翌日から起算して6か月以内に広島県を被告として広
島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます (訴訟において広島県を
代表する者は広島県知事となります)。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第14号 (第18条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所
氏名
①
法人にあつては主たる事務所の
所在地, 名称及び代表者の氏名

広島県屋外広告物条例第26条第1項の規定により, 次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	広島県屋外広告業登録第			号
登 録 年 月 日	年 月 日			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	

備考 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第15号 (第19条関係)

屋外広告業者登録簿閲覧申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所
氏名
電話番号 () - ①

屋外広告業者登録簿を閲覧したいので, 広島県屋外広告物に関する規則第19条第3項の規定により, 次のとおり申請します。

閲覧しようとする業者	商号, 氏名 又は名称
	住所又は所在地
閲覧目的	
受付処理欄	

- 備考
- 1 法人の従業者等が業務のために申請する場合は, 法人の事務所の所在地, 名称及び閲覧しようとする者の氏名を記載すること。
 - 2 記名押印に代えて署名することができる。
 - 3 印欄には, 記載しないこと。
 - 4 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第16号 (第20条関係)

屋外広告業廃業等届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所
氏名
⑪
法人にあつては主たる事務所の
所在地, 名称及び代表者の氏名
電話番号 () -

広島県屋外広告物条例第28条第1項の規定により, 次のとおり届け出ます。

登録番号	広島県屋外広告業登録第	号
登録年月日	年 月 日	
ふりがな, 氏名及び生年月日 〔法人にあつては, 名称及び代表者の氏名〕	生年月日	年 月 日
法人・個人の別	1 法人	2 個人
住所	郵便番号 (-)	電話番号 () -
届出の理由	1 死亡 4 解散	2 合併による消滅 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日	3 破産手続開始の決定
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 4 清算人	2 元代表役員 5 本人
		3 破産管財人

備考 1 「法人・個人の別」, 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」

- 1 については, 該当するものに 印を付すこと。
- 2 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第17号 (第22条関係)

整理番号

屋外広告物講習会受講申込書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所
氏名
⑪

広島県屋外広告物条例第30条の規定による講習会を受講したいので, 次のとおり申し込みます。

ふりがな 氏名	生年月日	
現住所	電話番号 () -	
名 称		
所在地	電話番号 () -	
勤務先		
屋外広告物の施工に関する事項に係る講習科目の受講の免除申請の有無		有 ・ 無

注意事項 1 印欄は, 記入しないこと。

- 2 不用の文字は, 消すこと。
 - 3 屋外広告物の施工に関する事項に係る講習科目の受講の免除を申請する者は, 免除の対象となる資格を有することを証する書面を添付すること。
- 備考 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

附則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

広島県告示第二百五十八号

平成十七年広島県告示第千二百二十五号（広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により県の機関が定める保存、作成、縦覧等、交付等及び立入り等に係る帳簿、書類等）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 の 表 中

旅館業法施行条例（昭和二十三年広島県条例第四百号）	第六条第五号ル及びワ
---------------------------	------------

を

旅館業法施行条例（昭和二十三年広島県条例第四百号）	第六条第五号ル及びワ
---------------------------	------------

に

広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）	第三十三条
------------------------------	-------

改め、二の表中

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例	別表第一第一号八(6)、同号へ(2)、(4)及び(1)並びに同表第二号イ
-----------------------	--------------------------------------

を

広島県屋外広告物条例	第三十三条
------------	-------

に

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例	別表第一第一号八(6)、同号へ(2)、(4)及び(1)並びに同表第二号イ
-----------------------	--------------------------------------

改め、三の表中

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第十七条第二項
-----------------------	---------

を

広島県屋外広告物条例	第三十七条第一項
広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第十七条第二項

に

改める。

広島県告示第二百五十九号

広島県土地利用基本計画の一部を次のとおり変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定によって公表する。なお、その関係図書は、広島県県民生活部総務管理文化・県民協働室及び各広島県地域事務所において縦覧に供する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

農業地域について、広島市、尾道市、森林地域について、呉市、三原市、東広島市、江田島の区域の一部を変更した。

広島県告示第二百六十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指 定 区 域	埋立地の区分
尾道市因島鏡浦町字外根一八九番四、六〇三番及び六〇五番、尾道市因島鏡浦町字熊山六一八番、六一九番、六二〇番、六二二番、六二三番、六二四番、六二五番、六二六番、六二七番、六二八番、六二九番、六三〇番、六三一〇番、六三二番、六三三番、六三三番一、六三三番二、六三三番三、六四〇番、六四二番、六四二番三、六四三番、六四四番、六四五番一、六四五番三、六四九番三、六五〇番一、六五一番、六五二番、六五三番、六五四番、六五五番、甲六五六番・丙六五六番合併及び乙六五六番、並びに尾道市因島鏡浦町字深谷六八一番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号

広島県告示第二百六十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によつて、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年三月十九日

病院又は診療所

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	自立支援医療の種類	診療科目	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
公立三次中央病院	三次市東酒屋町五三二	精神通院医療	小児科・神経科	川本行彦	平成一九年一月一日
今村クリニック	山県郡北広島町有田一五三二	精神通院医療	内科・心療内科	今村展隆	平成一九年二月一日
医療法人社団神田会木曾病院	尾道市神田町二二四	精神通院医療	精神科・神経科・心療内科	木曾昭彦	平成一九年一月一日
医療法人社団恵宣会竹原病院	竹原市下野町六五〇	精神通院医療	精神科	塚野健	平成一九年二月一日
医療法人社団千和会ほそや内科クリニック	府中市中須町一六九四	精神通院医療	内科・消化器科・小児科	細谷茂衛	平成一九年一月一日
医療法人社団友和会友和病院	廿日市市峠字下ヶ原五〇〇	精神通院医療	精神科	末田格	平成一九年二月一日
医療法人社団二山会宗近病院	東広島市西条町御園宇七〇三	精神通院医療	精神科	富永春夫	平成一九年一月一日
医療法人社団八木診療所	尾道市御調町大田三	精神通院医療	内科	八木徹	平成一九年三月一日
医療法人社団陽正会寺岡記念病院	福山市新市町大字新市三七	精神通院医療	脳神経外科	竹信敦充	平成一九年一月一日
医療法人仁康会港町クリニック	三原市港町三丁目一九・六	精神通院医療	精神科・神経科	小野恵子	平成一九年二月一日
医療法人吉原胃腸科外科	尾道市向東町八六八一・一	精神通院医療	心療内科・神経科・胃腸科	吉原久司	平成一九年二月一日
公立世羅中央病院	世羅郡世羅町本郷九一八・三	精神通院医療	小児科・神経科・脳科	片岡雅明	平成一九年一月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
公立みつぎ総合病院	尾道市御調町市二二四	精神通院医療	平成一九年二月一日
総合病院三原赤十字病院	三原市東町二丁目七・一	精神通院医療	平成一九年二月一日
庄原市国民健康保険総領診療所	庄原市総領町下領家七一	精神通院医療	平成一九年二月一日
千代田病院	山県郡北広島町今田三八六〇	精神通院医療	平成一九年二月一日
信岡医院	府中市府川町一三三	精神通院医療	平成一九年二月一日
廿日市野村病院	廿日市市宮内字佐原田四〇九・二	精神通院医療	平成一九年二月一日
早川クリニック	呉市大広二丁目七・四	精神通院医療	平成一九年一月一日
東福山内科病院	福山市引野町北二丁目二二・一六	精神通院医療	平成一九年二月一日
広島県立総合精神保健福祉センター	安芸郡坂町北新七丁目三・七	精神通院医療	平成一九年二月一日
フジタクリニック	福山市神辺町川南三二六二・一	精神通院医療	平成一九年二月一日
府中市立湯が丘病院	府中市上下町矢野一〇〇	精神通院医療	平成一九年二月一日
あすなろ薬局	尾道市御調町市一〇八・一	精神通院医療	平成一九年一月一日
青葉台薬局	福山市青葉台二丁目一〇・二七	精神通院医療	平成一九年二月一日
あい薬局田辺健康館	尾道市古浜町九・一	精神通院医療	平成一九年二月一日
アプロ東尾道薬局	尾道市高須町五七三八	精神通院医療	平成一九年二月一日
松井俊樹		精神科	平成一九年二月一日
平本啓		小児科	平成一九年二月一日
田中未央		内科	平成一九年二月一日
瀬川芳久		精神科・神経科	平成一九年二月一日
信岡斎生		精神科	平成一九年二月一日
野村昭太郎		神経内科・精神科	平成一九年二月一日
早川浩		心療内科・精神科	平成一九年一月一日
大友登志子		神経内科	平成一九年二月一日
横田則夫		精神科	平成一九年二月一日
藤田博久		心療内科・精神科	平成一九年二月一日
仲地律雄		精神科	平成一九年二月一日

加島薬局	海田調剤薬局	岡田漢方薬局	大原薬局	大柿薬局	エーエス薬局	葦陽ローズ薬局	葦陽紅葉町薬局	葦陽ミナミ薬局	葦陽高西薬局	葦陽王子中央薬局	イヨウ薬局大門店	アロマ薬局東新涯店	アロマ薬局古浜店	アロー薬局東中央店	アロー薬局能美店	アロー薬局呉店	油見栄薬局	アブコ松永薬局
東広島市西条栄町一〇・二七 栄町ビル2F	安芸郡海田町稲荷町七・一五	安芸郡熊野町石神三三七	江田島市大柿町大原五九一七・一	江田島市大柿町小古江六六八・四	廿日市市宮内二五二〇・八	福山市霞町二丁目二・二	福山市紅葉町三・二三	福山市光南町二丁目四・四	福山市高西町二丁目七・二九	福山市手城町二丁目三・四四	福山市大門町二丁目三九・一八	尾道市高須町四七五五・五	尾道市古浜町九・一二	呉市東中央三丁目七・一五	江田島市能美町高田二五一九・二	呉市本通六丁目二・四	大竹市油見三丁目一九・二〇	福山市柳津町二丁目二・三三
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
平成一九年二月一日	平成一九年一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一八年十一月一日	平成一八年十一月一日	平成一八年十一月一日	平成一八年十一月一日	平成一八年十一月一日	平成一八年十一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日

そよかせ薬局	セブン薬局大崎店	セブン薬局	セーム薬局	すなめ利薬局	しんめい堂薬局	新徳田薬局	新家薬局	新市中央薬局	ジャスコ広島府中店薬局	しまなみ薬局	サン・メディカル薬局松永店	サトミ薬局	さつき薬局	さくら薬局三原店	寿薬局三菱前店	コスモス薬局	くすりの国立前薬局	川上薬局
福山市南手城町二丁目四・一九	豊田郡大崎上島町中野四一〇二・一	福山市春日町七丁目一・二四	大竹市新町二丁目六・六	竹原市忠海中町二丁目二・四六	福山市神辺町道上二九八一・三	福山市神辺町新徳田三丁目五四二・二	三次市十日市東五丁目一三・三七	福山市新市町大字新市五四・一	安芸郡府中町大須二丁目一・一	尾道市因島土生町荒神平二二五七・一	福山市松永町三四二・九	府中市府中町一四・二〇	大竹市新町一丁目一・二五	三原市宮浦六丁目六・三九	三原市糸崎三丁目四・七	福山市加茂町下加茂九九二・三	福山市沖野上町四丁目三三・二八	福山市松永町四丁目八・二
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
平成一九年一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年一月一日	平成一九年一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一八年十一月一日	平成一九年二月一日	平成一八年十一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年一月一日	平成一九年二月一日

全快堂薬局	東広島市高屋町杵原九五七・五	精神通院医療	平成一八年 一二月一日
全快堂薬局	福山市沖野上町四丁目一三・一二	精神通院医療	平成一八年 一二月一日
そごう薬局向洋駅前店	安芸郡府中町青崎南六・二七	精神通院医療	平成一九年 一月一日
大門のぞみ薬局	福山市大門町三丁目二八・一	精神通院医療	平成一九年 二月一日
大和薬局	三原市大和町下徳良一八九五・四	精神通院医療	平成一九年 二月一日
タウン薬局ナタリー店	廿日市市阿品三丁目一・六	精神通院医療	平成一九年 二月一日
田中薬局	廿日市市大野原三丁目二・一	精神通院医療	平成一九年 二月一日
中央薬局	府中市鷓飼町五五・三三	精神通院医療	平成一九年 二月一日
坪野薬局	山県郡安芸太田町坪野八四一	精神通院医療	平成一九年 二月一日
トータス薬局大竹店	大竹市本町一丁目四・一五	精神通院医療	平成一九年 二月一日
徳山第一薬局	安芸高田市吉田町吉田三七八二・一	精神通院医療	平成一八年 一二月一日
ともり薬局	府中市元町五九一・一	精神通院医療	平成一九年 二月一日
中元薬局パルパ店	安芸高田市甲田町高田原一四三三・一	精神通院医療	平成一九年 二月一日
にこびん薬局	福山市港町二丁目五・三三	精神通院医療	平成一九年 一月一日
にこびん薬局沖野上店	福山市沖野上町五丁目一〇・二〇	精神通院医療	平成一九年 一月一日
にこびん薬局三新田店	福山市水呑町四四四七(水呑三新田七四・一)	精神通院医療	平成一八年 一二月一日
にこびん薬局昭和町店	福山市昭和町一・二七	精神通院医療	平成一九年 一月一日
にこびん薬局瀬戸町店	福山市瀬戸町山北四四四	精神通院医療	平成一九年 一月一日
にこびん薬局千田町店	福山市千田町二丁目四七・五	精神通院医療	平成一九年 一月一日

にこびん薬局高木店	府中市高木町四〇七・六	精神通院医療	平成一九年 一月一日
にこびん薬局久松台店	福山市久松台二丁目一・一三	精神通院医療	平成一九年 一月一日
にこびん薬局三吉町店	福山市三吉町三丁目三・二二	精神通院医療	平成一九年 一月一日
西野薬局	竹原市西野町一九二五・六	精神通院医療	平成一九年 二月一日
日本調剤糸崎薬局	三原市糸崎三丁目四・三	精神通院医療	平成一九年 二月一日
日本調剤殿賀薬局	山県郡安芸太田町大字下殿河内七一〇・一	精神通院医療	平成一九年 三月一日
八本松駅前薬局	東広島市八本松町飯田一四九・三	精神通院医療	平成一九年 三月一日
廿日市上野薬局	廿日市市串戸二丁目九・四一	精神通院医療	平成一九年 一月一日
廿日市めじろ薬局	廿日市市廿日市二丁目七・二七	精神通院医療	平成一九年 一月一日
ひまわり薬局	江田島市大柿町大君八三五・三	精神通院医療	平成一九年 二月一日
ファーマシイいきいき薬局	福山市南本庄三丁目二・一六	精神通院医療	平成一九年 一月一日
ファーマシイ今津薬局	福山市今津町二丁目二・一〇	精神通院医療	平成一九年 二月一日
ファーマシイ入船調剤薬局	福山市入船町二丁目八・一二	精神通院医療	平成一九年 一月一日
ファーマシイ尾道薬局	尾道市西御所町六・二七	精神通院医療	平成一九年 一月一日
ファーマシイ神辺調剤薬局	福山市神辺町新徳田三丁目五四六・二	精神通院医療	平成一八年 一二月一日
ファーマシイクレール薬局	福山市御門町三丁目三・九	精神通院医療	平成一九年 一月一日
ファーマシイ国立前調剤薬局	福山市沖野上町四丁目三・二七	精神通院医療	平成一九年 一月一日
ファーマシイさんて薬局	福山市沖野上町四丁目三・三三	精神通院医療	平成一九年 一月一日
ファーマシイ新涯薬局	福山市新涯町二丁目五・四〇	精神通院医療	平成一九年 一月一日

三次全快堂薬局	三次センター薬局	宮前薬局	マルシン薬局	松永ファミール薬局	マツイ薬局	幕山中央薬局	ボビー薬局	ふれあい薬局	府中元町薬局	府中みずほ薬局	府中タカズミ薬局	ファミリー薬局	ファミリー三次薬局	ファミリー丸山調剤薬局	ファミリー野上調剤薬局	ファミリーせら薬局	
三次市十日市南五丁目九・二四	三次市東酒屋町五八六・五	福山市宮前町二丁目二・九	福山市新市町大字新市六一六	福山市松永町三三五・九	福山市曙町五丁目二・四八	福山市幕山台一丁目一・一	福山市神辺町川南三二五八・八	尾道市栗原町八五一七・一	府中市元町九・一	安芸郡府中町本町一丁目一三・一	安芸郡府中町浜田三丁目九・六	福山市新市町大字新市五五	三次市十日市中二丁目一三・一	府中市栗柄町二二〇三・一	尾道市西久保町二二・三〇	府中市元町四七二	世羅郡世羅町本郷八三二・一三
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	
平成一九年一月一日	平成一九年一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年一月一日	平成一九年一月一日	平成一九年一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年一月一日	平成一九年一月一日	平成一九年一月一日	平成一九年一月一日	平成一九年一月一日	

尾道市医師会訪問看護ステーション「みつき」	尾道市中央薬局	陽光台薬局	有限会社やなぶ養神堂薬局	有限会社まへのぶ薬局	有限会社社前空薬局	有限会社社中本薬局プラザ	有限会社社中本薬局	有限会社社田辺薬局	有限会社大成権尚旭堂薬局	有限会社スミヨシ薬局	有限会社清水薬局	有限会社栄薬局	有限会社久井シンゴ薬局	やまびこ薬局	薬局モリオドラッグ	安浦薬局	めじろ薬局有限公司
尾道市御調町一〇七・一	尾道市栗原東二丁目四・三三三	廿日市市陽光台五丁目二・一	府中市上下町上下一〇五五	東広島市黒瀬町丸山二二六二・五	廿日市市前空五丁目五・三五	三次市十日市中二丁目一・一〇	三次市十日市中二丁目三・二二	尾道市古浜町一四・二三	府中市上下町下一〇〇八	呉市下蒲刈町下島二四八八	福山市西町二丁目一五・一	大竹市西栄一丁目一・一七	三原市久井町江木八二・五	福山市西町三丁目一・二五	尾道市瀬戸町中野四〇七・一三	呉市安浦町内海南一丁目一〇・四六	安芸郡府中町本町一丁目四・一一
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
平成一九年二月一日	平成一九年一月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年二月一日	平成一九年一月一日

世羅中央訪問看護ステーション	世羅郡世羅町大字本郷九一八・三	精神通院医療	平成一九年一月一日
ひまわり訪問看護ステーション	尾道市久保一丁目一三・一四	精神通院医療	平成一九年二月一日
訪問看護ステーションうつみ	福山市内海町字浜沖七三・二	精神通院医療	平成一九年二月一日
訪問看護ステーション鳥の里	尾道市向東町八八三・一〇	精神通院医療	平成一九年二月一日
訪問看護ステーションせらぎ	三原市本郷町船木三二〇五・三	精神通院医療	平成一九年一月一日
訪問看護ステーション「ゆづわ」	廿日市市峠字下ヶ原五〇〇	精神通院医療	平成一九年二月一日

広島県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区大林町字森ヶ迫二一九、二二〇、字名郷一三三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字森ヶ迫二一九・二二〇・字名郷一三三七（以上三筆）について次の図に示す部分に限る。

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市佐伯区湯来町大字多田字蛇前一四九三、一五三三の一、一五三三の四、一五二四、一五二七、一五三四、一五四〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蛇前一四九三・一五三三の一・一五三三の四・一五二四・一五二七・一五三四・一五四〇の一（以上七筆）について次の図に示す部分に限る。

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区大林町字山手六三三の二、六三三の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山手六三三の二・六三三の三(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。(
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。(

広島県告示第二百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字後山字丸滝七五〇から七五二まで、七五四、七六八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸滝七五〇から七五二まで・七五四・七六八(以上五筆)について次の図に示す部分に限る。(
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農

林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。(

広島県告示第二百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市佐伯区湯来町大字白砂字平木山一〇六六の一、一〇六九、字上木路三一八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平木山一〇六六の一・一〇六九(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。(
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。(

広島県告示第二百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市佐伯区湯来町大字多田字柏木九二二、九二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柏木九二二・九二四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第二百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区大林町字森ヶ迫三、六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字森ヶ迫三・六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第二百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字飯室字四ツ枝九九九、字畑西二二三三、二二三三八の二、二二三九、二二四三、二二四四、二二四五の一、二二四九、二二六三、二二七九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字四ツ枝九九九・字畑西二二三三・二二三三八の二・二二三九・二二四三・二二四四・二二四五の一・二二四九・二二六三・二二七九(以上十筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第二百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

廿日市市永原字舂垣内山二二〇の二、二二二の二、二二二

二 指定の目的

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字舂垣内山二〇〇の二・二二二の二・二二二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第二百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

- 廿日市市宮内字西畑口甲三五七九、三五八〇、三五八二から三五八四まで、甲三五八五乙三五八五、三五八六、三五八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西畑口甲三五七九・三五八〇・三五八二から三五八四まで・甲三五八五・乙三五八五・三五八六・三五八七(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第二百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

- 三次市布野町下布野字川平三四の二、三四九の二、三五二、三五三の二、字大谷六四の一、六四一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川平三四の二・三四九の二・三五二・三五三の二・字大谷六四の一・六四一の二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第二百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東広島市八本松町飯田字割岩山二二七の一四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

広島県告示第二百七十四号

平成十八年広島県告示第五百六十九号の告示に係る基本測量が終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第二百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年四月二日までの間、縦覧に供する。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
県道
- 二 路線名
吉田豊栄線
- 三 道路の区域

区 間		新旧 の別 (敷地の幅員 (メートル))	延 長 (メートル)	備 考
新	旧			
一六・〇〇〇 四四・〇〇〇	三七・二〇〇 一六・〇〇〇 四四・〇〇〇	五三・〇〇〇 一三・〇〇〇 四一・〇〇〇	四一〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 五三・〇〇〇 メートル
安芸高田市向原町坂字水野内六四三番一地从先から 安芸高田市向原町坂字平林沖三一六五番地先まで				

- 広島県告示第二百七十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。
- その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年四月二日までの間、縦覧に供する。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
一般国道
- 二 路線名
四三二号
- 三 道路の区域

区 間		新旧 の別 (敷地の幅員 (メートル))	延 長 (メートル)	備 考
新	旧			
一七・五〇〇 一〇・〇〇〇	七・五〇〇 一〇・〇〇〇	三三・五〇〇 三三・五〇〇	三五・〇〇	拡幅
庄原市春田町字山根二四番六地先から 庄原市春田町字山根一四五番一地从先まで				

広島県告示第二百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年四月二日までの間、縦覧に供する。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
県道
- 二 路線名
三次庄原線
- 三 道路の区域

区	間	新旧の別 (メートル)		延長 (メートル)	備考
		新	旧		
三次市三良坂町仁賀字市場一〇二七番一地从先から 三次市三良坂町仁賀字鍋屋五七七番一地从先まで		一三・〇〇 三〇・四〇	二二・二〇〇 一四六・三〇〇	一四六・三〇〇	

広島県告示第二百七十八号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年四月二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三二号	庄原市春田町字山根一二四番六地从先から 庄原市春田町字山根一四五番一地从先まで	平成十九年三月九日

広島県告示第二百七十九号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年四月二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次庄原線	三次市三良坂町仁賀字市場一〇二七番一地从先から 三次市三良坂町仁賀字鍋屋五七七番一地从先まで	平成十九年三月九日

広島県告示第二百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。) 第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警

戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤田雄山

土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
松橋一 (六五二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋一 (六五二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋一 (六五二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋一 (六五二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋一 (六五二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり
松橋一 (六五二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋一 (六五二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋一 (六五二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋一 (六五二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋一 (六五二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり
松橋二 (八〇七) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋二 (八〇七) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋二 (八〇七) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋二 (八〇七) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋二 (八〇七) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり
松橋三 (八〇八) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋三 (八〇八) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋三 (八〇八) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋三 (八〇八) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋三 (八〇八) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり
松橋四 (八〇九) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋四 (八〇九) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋四 (八〇九) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋四 (八〇九) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋四 (八〇九) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり
松橋四 (八〇九) 二地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋四 (八〇九) 二地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋四 (八〇九) 二地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋四 (八〇九) 二地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋四 (八〇九) 二地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり
松橋五 (八一一) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋五 (八一一) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋五 (八一一) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋五 (八一一) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋五 (八一一) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり
松橋五 (八一一) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋五 (八一一) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋五 (八一一) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋五 (八一一) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋五 (八一一) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり
松橋八 (八二二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋八 (八二二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋八 (八二二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋八 (八二二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋八 (八二二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり
松橋八 (八二二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋八 (八二二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋八 (八二二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋八 (八二二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり	松橋八 (八二二) 地区	急傾斜地の崩壊	次図のとおり

松原川(五二一b)地区	松原川(五二一c)地区	松原川(五二二隣a)地区	松原川(五二二隣b)地区	松原川(五二二隣c)地区	松原川(五二二隣d)地区	松原川(五二二隣e)地区	善正寺川(五四)地区	善正寺川(五四隣a)地区	善正寺川(五四隣b)地区	善正寺川(五四隣c)地区	善正寺川(五四隣d)地区	善正寺川(五四隣e)地区	善正寺川(五二五隣a)地区	善正寺川(五二五隣b)地区	善正寺川(五二五隣c)地区	善正寺川(五二五隣d)地区	善正寺川(五二五隣e)地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
松原川(五二一b)地区							善正寺川(五四)地区	善正寺川(五四隣a)地区	善正寺川(五四隣b)地区	善正寺川(五四隣c)地区	善正寺川(五四隣d)地区	善正寺川(五四隣e)地区	善正寺川(五二五隣a)地区	善正寺川(五二五隣b)地区	善正寺川(五二五隣c)地区	善正寺川(五二五隣d)地区	善正寺川(五二五隣e)地区
土石流							土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり							次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

善正寺川(五二五隣f)地区	善正寺川(五二五隣g)地区	関川左二(七三三六)地区	関川左二(七三三六隣a)地区
土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
善正寺川(五二五隣f)地区		関川左二(七三三六)地区	
土石流		土石流	
次の図のとおり		次の図のとおり	

広島県告示第二百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤田雄山

土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	区域の名称
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
区域の表示	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項
成井(六三三二、一六五四)地区	成井(六三三二、一六五四)地区
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
成井(九四五一)地区	成井(九四五一)地区
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
成井(九四五一)地区	成井(九四五一)地区
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
成井(九四五〇)地区	成井(九四五〇)地区
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり

○三九隣a)地区	大王谷(二四隣a)地区	大王谷(二四b)地区	大王谷(二四a)地区	阿此比谷(五〇〇五)地区	高下谷川上南谷(二三隣a)地区	高下谷川上南谷(二三)地区	高下谷川(七a)地区	高下谷川下谷(一一)地区	○四b)地区	宮原東上谷(五〇〇四a)地区	宮原東上谷(五〇〇四隣a)地区	宮原東上谷(五〇〇四隣b)地区	宮原西上谷(五〇〇一)地区	上宮原川(九)地区	宮原西中谷(七〇四三)地区	宮原西下谷(七〇四五)地区	賀茂川支川(五〇七一隣b)地区	賀茂川支川(五〇七一隣a)地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
○三九隣a)地区	大王谷(二四隣a)地区	大王谷(二四b)地区	大王谷(二四a)地区	阿此比谷(五〇〇五)地区	高下谷川上南谷(二三隣a)地区	高下谷川上南谷(二三)地区	高下谷川(七a)地区	高下谷川下谷(一一)地区	○四a)地区	宮原東上谷(五〇〇四a)地区	宮原東上谷(五〇〇四隣a)地区	宮原東上谷(五〇〇四隣b)地区				宮原西下谷(七〇四五)地区	賀茂川支川(五〇七一隣b)地区	賀茂川支川(五〇七一隣a)地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流			土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木整備局砂防室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第二百八十一号

昭和三十九年広島県告示第六百十四号（広島県屋外広告物条例による地域、場所、物件の指定）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一の部中「場所」の下に「は、次に掲げる地域又は場所とする。ただし、広島市、尾道市及び福山市の区域に係るものを除く。」を加え、同部一の項、二の項及び三の項第一号中「広島市及び福山市の区域に係るものを除く。」を削り、同項第二号中「及び一般国道で本州と四国を連絡するもの（自動車専用道路（道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分を除く。）以下同じ。）の部分に限る。」及び「広島市及び福山市の区域に係るものを除く。」を削り、同項第三号中「（広島市及び福山市の区域に係るものを除く。）」を削る。

二の部中「場所」の下に「は、次に掲げる地域又は場所とする。ただし、広島市、尾道市及び福山市の区域に係るものを除く。」を加え、同部二の項中「史蹟」を「史跡」に改め、「広島市及び福山市の区域に係るものを除く。」を削り、同部三の項中「（広島市及び福山市の区域に係るものを除く。）」を削り、同部四の項中第七号から第九号までを削り、同項第十号中「自動車専用道路」の下に「（道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分を除く。）」を加え、「広島市及び福山市の区域に係るものを除く。」を削り、同号を同項第七号とし、同項中第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り上げる。

三の部中「物件」の下に「は、次に掲げる地域及び物件とする。」を加え、同部一の項中「広島市」の下に「尾道市」を加える。

広島県告示第二百八十三号

広島県と広島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（昭和四十三年七月一日施行）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第四号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。第八条中「第二百三十三條第五項」を「第二百三十三條第六項」に改める。

広島県告示第二百八十四号

広島県と尾道市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（昭和四十七年四月一日施行）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第一号口中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第八条中「第二百三十三條第五項」を「第二百三十三條第六項」に改める。

広島県告示第二百八十五号

広島県と三原市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成十七年三月二十二日施行）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第一号口中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

広島県告示第二百八十六号

広島県と竹原市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（昭和四十七年四月一日施行）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第二号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第八条中「第二百三十三條第五項」を「第二百三十三條第六項」に改める。

広島県告示第二百八十七号

広島県と別表上欄に掲げる市または町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（昭和四十八年五月一日施行）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第二号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第八条中「第二百三十三條第五項」を「第二百三十三條第六項」に改める。

広島県告示第二百八十八号

広島県と福山市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成十五年二月三日施行）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第二号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

広島県告示第二百八十九号

広島県と豊田郡大崎上島町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成十五年四月一日施行）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第二号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

広島県告示第二百九十号

広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成十六年十一月一日施行）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第二号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

広島県告示第二百九十一号

広島県と東広島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成十七年二月七日施行）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第二号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

広島県告示第二百九十二号

広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成十七年十一月三日施行）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第二号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定によって、次のとおり
特定非営利活動法人認証申請があった。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者	主たる所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人青竜スポーツクラブ	菅 一 男	広島県三原市和野一丁目二番五号	この法人は主に地域住民に対し、スポーツ、文化活動を中心とした各種プログラムを提供又はともに創造し、いつでもどこでも誰もがいつまでも気軽にスポーツ、文化活動に親しめる環境づくりに取り組むとともに、予防医学の啓蒙・普及と生きがいづくりを提案し、参加者がいつまでも健康で生きがいのある人生を送ることに寄与することを目的とする。	平成一九年三月六日
特定非営利活動法人沼田まちづくり協議会	原田 照美	広島県広島市安佐南区沼田町大字件六七〇三番地	この法人は、高齢者をはじめ地域のすべての人が、安心して豊かに生活できるまちづくりを進め、行政、企業と協働し、防災・防犯のまちづくり活動、福祉のまちづくり活動、環境にやさしいまちづくり活動、文化・スポーツのさかんなまちづくり活動の事業を行い、もって、住民主体のまちづくりに寄与することを目的とする。	平成一九年三月七日

特定非営利活動法人日本能力開発推進協会

横田 正隆

広島県広島市安佐南区八木一丁目一五番五号

平成一九年三月七日

特定非営利活動法人AIRSHIM	渡部 朋子	広島県広島市中区八丁堀一番一七号	この法人は、主に保健、医療、福祉、社会教育、学術、文化及び芸術の分野において職業を通じて社会に貢献したいと願う職業実務能力の向上や研鑽の場の提供を必要とし、雇用機会の拡充や支援を求める人々に対して、通信教育を中心とした資格取得教育や、実務能力向上に関する当団体が独自に開発する資格認定事業を行い、情報化社会に伴いIT媒体による同分野に関する職業能力の向上についての種々の情報提供事業を行うことにより、職業能力の開発、雇用機会の拡充及び経済活動の活性化に寄与することを目的とする。	平成一九年三月九日
------------------	-------	------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に關する工事の完了について、次のとおり公告する。
平成十九年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三原市沼田東町片島八五四番、八五五番一の一部、八五六番の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三原市沼田東町片島八五五番地
吉弘 勝彦

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の計画変更を平成十九年三月九日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この同意の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年三月十九日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

東広島市	事業主体	地区名	事業名
中組			農業用排水施設整備事業
大井手頭首上			
市組一号			
市組二号			
宮郷			区画整理事業
新開中組			農業用道路整備事業
ク口ボヤ池			ため池等整備事業

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の廃止を平成十九年三月九日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この同意の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年三月十九日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

東広島市	事業主体	地区名	事業名
吉原頭首項			農業用排水施設整備事業
車塚			

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、届出があつた。

平成十九年三月十九日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

三原市	事業主体	地区名	事業名	換地処分年月日
川西ノ			区画整理事業	平成一九年三月七日

広島県議会規則

広島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

広島県議会議長 新 田 篤 実

広島県議会規則第一号

広島県議会会議規則の一部を改正する規則

広島県議会会議規則（昭和三十四年五月十五日議決）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもつて、議長に提出しなければならない。

第三十二条中第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第五十九条第二項中「第九十九条の二第三項」を「第九十九条の二第四項」に改める。

第八十一条第二項及び第九十条中「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月三十日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第24号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年國家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるとして、規則第9条第一項の規定により告示する。

平成19年3月19日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S1358	告示の日(平成19年3月19日)から3年間	回胴式遊技機	モエロアストロキユウダン2	株式会社 ジエイピーエス 代表取締役 総務 征四郎 (大阪市福島区福島六丁目4番10号ウエストビル)	左 同
6S1431	同上	同上	ズームニ トラクノロジーズ	株式会社 アリストクレー 代表取締役 吉松 俊男 (東京都千代田区東神田二丁目5番12号)	左 同
6S0391	同上	同上	うまい棒	株式会社 エヌ 代表取締役 海老原 典宏 (兵庫県伊丹市森本五丁目164番地)	左 同
6S1166	同上	同上	ハナサク ラ	同上	左 同
6S1270	同上	同上	ハナサク ラ-30	同上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第35号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の第3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年3月19日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
教習指導員審査(大型)
- 2 審査の期日
平成19年4月19日

- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター

- 4 審査対象者

道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者

- 5 審査の方法

規則第12条に規定する方法により実施

- 6 審査の申請手続等

(1) 申請に必要な書類

ア 教習指導員審査申請書(写真及び審査手数料貼付のもの) 1通

イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通

ウ 自動車運転免許証の写し 1通

エ 履歴書 1通

オ 運転記録証明書 1通

カ 教習指導員資格者証等を有している者はその写し

(2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転教育課長

(3) 申請書等の提出期限

平成19年4月12日

収用委員会公告

土地収用法(昭和三十六年法律第129号)第45条の2の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年三月十九日

広島県収用委員会

- 一 収用種
国土交還大臣
- 二 事業の種類
一 飯沼道三十五号改築工事(東広島・京自動車道)(広島県東広島市高屋町溝口地内及び同市西条町下三永地内から同市西条町馬木地内まで)
三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在地	番	地目		簿積	面積	裁判手続を開始する土地の面積
		公簿	現況			
東広島市西条町馬木	二二八番	田	田	二〇八 (m ²)	二〇七・二二	二〇七・二二

四 土地所有者の氏名及び住所

湯浅諭 東広島市西条町馬木一三八五番地一

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

存否不明

ただし、抵当権が存する場合

持分一六分の一 抵当権登記名義人(亡) 児山喜四郎相続人

児山潔 大阪府枚方市茄子作北町五一番二号

持分一六分の一 不明、ただし、抵当権登記名義人(亡) 吉川英生相続人

吉川悦子 北海道札幌市中央区宮の森四条一三丁目六番三五号

大久保真知子 北海道札幌市中央区宮の森四条一三丁目六番三七号

吉川英之 北海道札幌市南区真駒内柏丘六丁目四番三 四〇二号

持分一六分の一 不明、ただし、抵当権登記名義人(亡) 水野徳太郎相続人

佐々木美代子 東広島市志和町志和堀一七二三番地

水野裕郎 兵庫県川西市松が丘町一七番八号

水野嘉代子 住所不明、ただし、6/110 HARCOURT ST. NEW FARM, BRISBANE, QLD 4005 AUSTRALIA

水野皓二 神奈川県藤沢市善行団地五番六―一〇五号

水野尚典 東広島市西条町馬木九六七番地一

持分一六分の一 不明、ただし、抵当権登記名義人(亡) 岩原泰助相続人

北墓富子 東広島市黒瀬町小多田一〇九〇番地

森川悦子 東広島市西条町寺家四七二四番地

岩原宏二 東広島市西条町馬木七六四番地三

岩原典子 東広島市西条町馬木六三三番地

持分一六分の一 不明、ただし、抵当権登記名義人(亡) 水野藤太郎相続人

大西暎子 兵庫県神戸市垂水区つづじが丘五丁目一四番地の七

水野静隆 広島市中区住吉町三番一三三号

児玉智子 呉市東中央一丁目一〇番七号

大石玲子 呉市西辰川二丁目四番二二二号

中村尚樹 広島市南区仁保南二丁目二番二四号

上竹澄子 広島市安佐南区長東西二丁目二番二 三号

栗屋佳代子 山口県熊毛郡上関町大字長島五一九番地

栗屋成宣 山口県熊毛郡上関町大字長島五一九番地

栗屋三和子 山口県熊毛郡上関町大字長島五一九番地

西川道宣 大阪府泉南郡熊取町七山二丁目二番二二二号

持分一六分の一 不明、ただし、抵当権登記名義人(亡) 池田三兵衛相続人

恒石玲子 東広島市西条町馬木甲一〇六六番地

池田恵美 東広島市西条町馬木一〇二二番地一

平河美穂 東広島市西条町馬木一〇二二番地二

進藤和子 東広島市高屋町郷五二八番地二

池田正昭 東広島市西条町馬木一〇二三番地二

持分一六分の一 不明、ただし、抵当権登記名義人(亡) 西木勝平相続人

久喜大門 和歌山県有田市宮原町東二三七番地の四

久喜慶佐 和歌山県有田市宮原町東二三七番地の四

西木二三夫 和歌山県和歌山市鳴神一三番地の二九 朝日プラザ鳴神五〇八

西木享 兵庫県尼崎市西昆陽三丁目八番四号

西木照夫 和歌山県海南市下津町大崎七三四番地一五

西木勝 和歌山県海南市下津町丸田一九九番地九

持分一六分の一 不明、ただし、抵当権登記名義人(亡) 池田徳治郎相続人

荒井トシ枝 三原市大和町下徳良一一九〇番地

池田よ志 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町一六四番地三三グリーンヒルズ横浜

E棟四一〇号

小杉和子 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町一六四番地の三三グリーンヒルズ横浜

E棟四一〇号

池田石信 廿日市市大野原四丁目八番一八号

池田福美 東広島市西条町馬木一四五一番地

吉川美貴子 広島市東区牛田東三丁目一九番二〇号

森岡敏子 東広島市黒瀬町檜原一二五三番地

森岡誠二 東広島市黒瀬町檜原一二五三番地

山本さなみ 広島市西区大宮一丁目三番一四 七〇三三

黒長喜久美 広島市中区中町七番一六 四〇三三

段島千恵子 広島市東区牛田東三丁目三五番三三

持分一六分の一 不明、ただし、抵当権登記名義人(亡) 梶原利平太相続人

神田陽子 神奈川県相模原市緑が丘一丁目一〇番五号

山國明子 三次市下志和地町二六三七番地

富永弘子 広島市佐伯区美の里二丁目四番一八号

松村恵子 神奈川県横浜市麻生区百合丘三丁目二〇番地二二

和田宏 神奈川県厚木市みはる野二丁目三六番八号

吉本利邦 東広島市八本松町米満五〇四番地一四

吉本正 広島市西区井口鈴が台一丁目一二番三五号

吉本弘 神奈川県横浜市金沢区並木一丁目一四番二〇 一〇三号

持分一六分の一 不明 ただし、抵当権登記名義人(亡) 岡本藏相続人

今岡房子 広島市南区宇品神田二丁目二番一號

今岡正則 広島市南区宇品神田二丁目二番一號

沖田徹 兵庫県高砂市阿弥陀町北池八九番地の一四

渡邊一美 山口県宇部市大字中野開作三六九番地二

田中明子 大阪府泉大津市東豊中町三丁目七番二〇号(旭マンション一階三号)

今岡武信 広島市安佐南区相田三丁目一七番二一號

尾崎恵美子 奈良県奈良市鶴舞西町二番一〇 C 四〇八号

伊藤良子 広島市西区己斐本町三丁目一七番一七 二〇二号

今岡昭雄 栃木県宇都宮市上戸祭町三〇六五番地三九

持分一六分の一 不明 ただし、抵当権登記名義人(亡) 吉岡協相続人

吉岡コナミ 神奈川県横浜市都筑区牛久保西二丁目一六番一三號 野口方

吉岡彩治 呉市西中央四丁目八番四 二〇六号

山本史子 呉市室瀬町二番一一号

野口進子 神奈川県横浜市都筑区牛久保西二丁目一六番一三號

持分一六分の一 不明 ただし、抵当権登記名義人(亡) 渡邊藤太郎相続人(相続人不明)

岡崎壽美子 大阪府寝屋川市大元町一八番一三號

飯川壽恵 呉市郷原町一九四四番地

重本邦子 呉市広吉松一丁目五番二四号

勝治チツ 呉市郷原町一八八二番地の一

飯川勝重 呉市郷原町一九四三番地

関浦彦左工門 三原市長谷町一三三番地

持分一六分の一 不明 ただし、抵当権登記名義人(亡) 藤川常一相続人(相続人不明)

相続人のうち判明している者は次のとおり

林潤子 福山市水呑町一〇三六番地の七

村瀬恵子 東広島市黒瀬町兼広三三三番地

朝倉久和 大阪府高槻市八丁西町四番二号

廣岡芳夫 大阪府岸和田市西之内町四七番一四号

廣岡敏春 福岡県北九州市若松区東二島五丁目一四番一號

廣岡千代登 福岡県北九州市若松区修多羅二丁目一番一五号

廣岡智恵子 福岡県北九州市若松区東二島五丁目一四番一號

廣岡實雄 福岡県北九州市若松区今光二丁目三番二七号

景山武雄 東広島市西条町土与丸一九三番地

景山敏子 東広島市西条町土与丸一九三番地

花谷伸子 福山市芦田町大字福田一八九番地の一

花谷武 府中市上下町小堀二八六番地

井口智代 府中市上下町小堀三三三番地

高橋若見 安芸高田市高宮町川根四〇二八番地

小野山三子 福岡県飯塚市立岩一〇七七番地一五 二〇二号

加藤迪子 広島市西区己斐東二丁目三四番三八 一〇六号(イトーピアマンション)

佐々木栄美子 山県郡北広島町阿坂二四一八番地二

田新一則 山県郡北広島町阿坂三四三番地二

佐々木浩二 広島市安佐南区安東二丁目三番四 二〇四号

河田智夏 広島市安佐南区大町西二丁目七番二三号

櫻田久美 山県郡北広島町阿坂二二一〇番地一

景山ミツ子 東京都江東区豊洲四丁目一〇番四 二〇一號

持分一六分の一 不明 ただし、抵当権登記名義人(亡) 景山茂樹相続人(相続人不明)

相続人のうち判明している者は次のとおり。

景山オシキ 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋五丁目三番一號

井上和枝 大阪府大阪市東淀川区北江口四丁目一三番一四号

景山克郎 大阪府羽曳野市西浦一丁目四番一號

持分一六分の一 不明 ただし、抵当権登記名義人(亡) 森下利作相続人(相続人不明)

相続人のうち判明している者は次のとおり。

川口榮 呉市音戸町北隠渡二丁目七番四号

三瀧三千子 広島市東区福田二丁目四二八二番地一

小倉節美 広島市南区宇品御幸四丁目八番一八号

川口博之 呉市二河峽町六番二号

松田辰美 呉市広中新開三丁目一六番三一號

米川久美子 大阪府羽曳野市島泉九丁目六番一六号

中山陸子 大阪府松原市柴垣一丁目一九番七号

坂浦靖子 廿日市市阿品台北三〇番一七号
 谷内弘子 広島市西区三篠町三丁目一番三二号
 鎌田アイ子 兵庫県神戸市垂水区桃山台五丁目九番地の七
 川口昭光 京都府宇治市五ヶ庄広岡谷一番地の三六四
 川口宗俊 大阪府大阪市北区東天満二丁目一番一 四〇三号
 川口勤二 兵庫県芦屋市西蔵町一〇番五 一一二号
 蒲原静代 呉市音戸町北隠渡二丁目二番一四 七号
 川口英世 呉市天応西条三丁目一四番一七号
 川口皓三 呉市音戸町北隠渡一丁目五番八号
 川口固希 呉市音戸町波多見一〇丁目一五番二八号
 伊藤昭雄 呉市音戸町北隠渡一丁目五番二三号
 鎌田政市 呉市音戸町北隠渡二丁目二番二六号
 鎌田宏一郎 呉市音戸町北隠渡二丁目二番二六号
 正田憲子 安芸高田市吉田町山手一五六五番地一
 坂井優子 福岡県北九州市若松区高須西一丁目一六番九号
 川口宏 福岡県北九州市小倉北区熊谷四丁目一六番二二 一〇五号
 稲田栄子 福岡県行橋市西泉五丁目四番二六号
 前原良章 神奈川県横浜市青葉区恩田町二二三番地
 松本妙子 呉市音戸町波多見一〇丁目一一番二二号
 長崎美鈴 広島市西区己斐大迫一丁目二〇番一六号
 長崎昭憲 広島市西区小河内町一丁目四番七号
 川本美智子 広島市西区己斐上三丁目五一番一四号
 滝口悦子 広島市西区古江西町一四番四二 四〇四号
 山本八重子 安芸郡海田町南幸町一〇番四二号
 山本智弘 山口県防府市大字大崎三〇四番地の二(カーテンブレイス大崎A棟二〇二)
 城陽子 広島市安芸区矢野西七丁目八番二五 二〇二号
 山本良治 広島市佐伯区海老園四丁目四番四〇 三〇四号
 大西文治 大阪府柏原市大正三丁目四番一九号
 田阪弘子 大阪府東大阪市御厨中二丁目五番二四号
 大西静治 大阪府大阪狭山市西山台四丁目二番九 五〇八号
 西村清逸 安芸郡熊野町一七七七番地の二
 高橋八ツコ 東広島市西条町田口五九三番地二
 有谷トシコ 東広島市西条町田口一四四番地二九
 浦野安子 広島市南区旭一丁目四番一九号

貞信愛子 東広島市西条町寺家六二〇二番地一
 貞信千恵子 東広島市西条町寺家六二〇二番地一
 貞信多恵 東広島市西条町寺家六二〇二番地一
 川崎知美 東広島市西条町寺家六三四七番地一 サンライズピラA棟一〇一号室
 武澤喜美恵 広島市西区草津南四丁目六番四 三〇五号
 貞信芳恵 呉市清水一丁目一番八号
 大林省三 東広島市西条町郷曾一一二七番地三〇
 巽初枝 東広島市安芸津町木谷二〇五八番地二二
 土本芳江 広島市安芸区瀬野一丁目一六番二二号
 佐々木幸雄 広島市中区基町一七番三 三〇一号
 樋谷弘市 東広島市西条町田口一二五番地
 早川静雄 東広島市西条町田口三三〇〇番地
 後迫俊秀 埼玉県川口市大字新堀六二〇番地の一 メゾン新郷六〇六
 後迫千景 住所不明 ただし、居所は、東京都青梅市富岡三丁目二二五四番地 東京
 青梅病院東病棟三
 日置清美 埼玉県蕨市南町四丁目二九番九号
 六谷イツエ 千葉県市原市桜台一丁目八番地四
 後迫等 安芸郡熊野町八四九二番地
 後迫七郎 東京都中野区野方六丁目六番二号 マンション野方三〇一
 後迫敏治 安芸郡熊野町二〇三六番地の一
 新宅立博 安芸郡熊野町一五七一番地の一
 後迫敏彦 安芸郡熊野町七三〇九番地の二
 花房美和 安芸郡坂町植田四丁目一六番二二号
 岩城由美 安芸郡熊野町七三八五番地一〇
 今城アキコ 広島市南区青崎二丁目一九番一 五〇六号(ヒューマンズプラザ青崎二番館)
 吉村ヨシ子 神奈川県横浜市磯子区洋光台二丁目一番二二 四〇六号
 持分一六分の一 渡邊四平 住所不明 ただし、土地登記記録記載の住所
 賀茂郡板城村馬木四二番邸
 土地収用裁決の手續開始を決定した日
 平成十九年二月二十七日

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十九年三月十九日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

担当権登記名義人

渡邊藤太郎相続人

藤川常一相続人

景山茂樹相続人

森下利作相続人

渡邊四平 住所不明

二 送達すべき書類の名称

一般国道三七五号改築工事(東広島・呉自動車道)(広島県東広島市高屋町溝口地内及び同市西条町下三永地内から同市西条町馬木地内まで)に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知書

三 土地等の表示

所在地	地番	地目		積		収用しようとする土地の面積(m ²)
		公簿	現況	公簿(m ²)	実測(m ²)	
東広島市西条町馬木	一一二八番	田	田	二〇八	二〇七・二二	二〇七・二二

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十九年四月二日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。

人事異動

(監査委員)

発今年月日

平成十九年三月十日

委員

(任期満了)

近光章